山形県からのお知らせ

肥料価格高騰に対応して肥料コスト低減技術に取り組むための機械の導入等を支援します。

支援内容

補助対象となる機械等は、土壌分析機、堆肥や有機質肥料等の施用に必要な機械及び施肥量低減に効果のある機械です。支援対象ごとの例は下記のとおりです。

農業を営む個人、農業を営む法人、 営農集団・集落営農組織	農業協同組合、地域協議会等
・簡易土壌分析機	・土壌分析機
・マニアスプレッダ	・マニアスプレッダ
・ブロードキャスタ	• 堆肥運搬車
・フロントローダ・バケット	・ペレット堆肥成型機 等
緑肥すき込みモア	
・側状施肥機能付き田植機	
・局所施肥機能付き畝立て機	
・ペレット堆肥成型機 等	

募集期間

令和4年11月7日(月)~令和4年11月30日(水)

応募方法

令和4年度山形県肥料コスト低減技術導入支援事業実施要領に基づき、事業 実施計画と必要な添付資料を下記提出先に電子メール、郵送のいずれかの方 法により提出してください(令和4年11月30日消印有効)。

実施要領等の入手方法

県ホームページからダウンロードするか、下記問合せ先にご連絡ください。 https://www.pref.yamagata.jp/140003/hiryoukosutoteigenshien.html

提出先・問合せ先

山形県農林水産部農業技術環境課·環境保全型農業担当		
所在地	〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号	
電話番号	023-630-2408	
メール ynogi@pref.yamagata.jp		



! 裏面の留意事項もご覧ください!

山形県からのお知らせ

応募に当たっての留意事項

- 1. 本事業は、山形県令和4年度9月補正予算に基づいて実施する ものであり、今年度限りの事業となります。<u>このため、令和4</u> 年度中に完了(機械等が納品)する取組みのみが対象となりま す。
- 2. 本事業は、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に係る予算を財源としているため、会計検査院の検査対象となります。
- 3. 県の9月補正予算の範囲内で補助を行うため、不採択となる可能性があります。
- 4. パソコン等、本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような 汎用性の高い機械は補助対象外となります。
- 5. 導入する機械等は、経営規模等に照らし合わせて、過剰な能力とならないものとする必要があります。
- 6. 機械導入に係る見積もりは3社以上から取得してください。

事業実施に当たっての留意事項

- 1. 補助事業に関わる書類・帳簿等を令和10年度まで整備保管する必要があります。
- 2. 導入した機械等の財産管理台帳を耐用年数が経過するまで整備保管する必要があります。
- 3. 導入した機械等については、耐用年数が経過するまでの間、適切に管理する義務が生じます。また、耐用年数が経過するまでの間は、県の許可を得ないで事業の目的に反して使用したり、売却、譲渡、交換、貸付等を行うことは認められません。
- 4. 災害等により導入した機械等が破損した場合は、その旨、速やかに県に報告する必要があります。